

<対策のポイント>

地域ぐるみの話し合いにより行う中山間地域等における農用地保全や、農山漁村地域における荒廃農地の解消等のため、地域の状況に応じた最適な土地利用構想の策定、粗放的な土地利用の導入、荒廃農地の再生や農用地保全のための活動、基盤整備等の各種取組を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区〔令和8年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 最適土地利用総合事業

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備や施設整備費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の概定、農用地保全のための実証的取組
- ② 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ③ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置
- ④ 土地利用構想に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備

【事業期間：上限5年、<ソフト> 交付率：定額（上限5,000万円（年標準額：1,000万円）※粗放的利用支援1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員 250万円/年、<ハード> 交付率：5.5/10等（上限1億円（年標準額：2,000万円））】

※粗放的利用支援は、事業期間中に最大3年

2. 荒廃農地再生支援事業（新規）

話し合いなどにより耕作の再開を目指す荒廃農地等について、再生作業、簡易な基盤整備、土壌改良等を支援します。

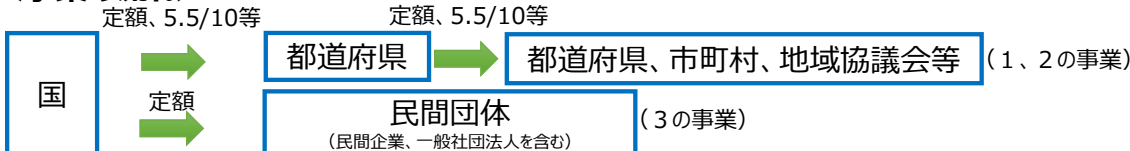
【事業期間：上限1年、交付率：1/2（総事業費200万円未満）】

3. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：上限1年、交付率：定額】

<事業の流れ>



1. 最適土地利用総合事業

Step 1 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



【地域ぐるみでの話し合い】



【土地利用構想の概定】



【農用地保全の実証的な取組】



【放牧】

Step 2 土地利用構想を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施



【土地利用構想の策定】



【粗放的利用のための条件整備】



【省力化機械の導入】



【蜜源作物等の作付け】

2. 荒廃農地再生支援事業

農業振興地域内の荒廃農地に係る、荒廃農地の再生作業、支障物撤去、基盤整備、土壌改良を支援



【荒廃農地の解消】



【荒廃農地の支障物撤去】



【簡易な基盤整備】



【土壌改良】

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-6744-2665)

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

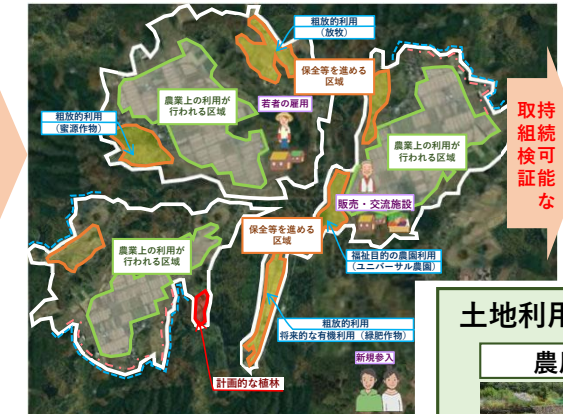
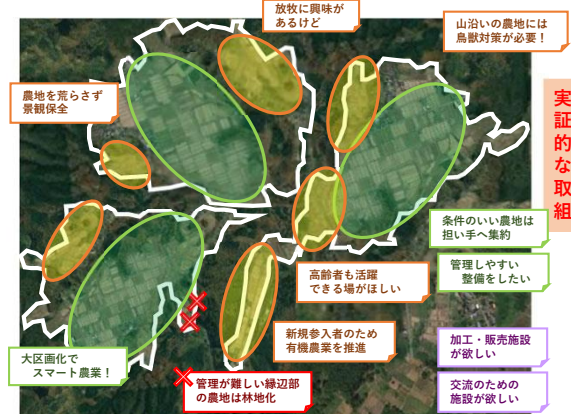
荒廃農地を解消し、農山漁村地域を活性化

# 中山間地域等の農用地保全を軸とした最適土地利用総合対策（最適土地利用総合事業）の実施

- Step 1で、地域ぐるみの話し合いにより、土地利用の概略構想から、実証的な取組を行いつつ、3年以内に土地利用構想を策定（定額：年標準額1,000万円）
- Step 2では、土地利用構想に基づく、農用地保全のための条件整備や各種取組を実施（農用地保全のための簡易な基盤整備、農業環境整備（農業用ハウス等）：定率 5.5/10等、粗放的利用支援：定額 上限 10,000円/10a 等）
- 農用地保全を推進する農用地保全等推進員の措置（上限250万円/年）

## 【最適土地利用総合事業の実施工程例】

Step 1 地域構想の策定		Step 2 農用地保全に資する取組			継続した取組 5年以上
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
土地利用の概略構想の整理・実証的な取組の実施		土地利用構想の策定	随時見直し		継続した取組 5年以上
			農用地保全に必要な取組の実施		



## 土地利用の概略構想および実証的な取組

- ソフト定額支援：年標準額1,000万円
- 土地利用構想の整理、構想図の策定
- 複数の集落範囲による地域ぐるみの話し合いにより、土地利用の概略構想を整理
  - 営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分
  - 実証的な取組を通じて「土地利用構想」に反映

地域での話し合い	体制整備	農用地の保全等の実証的取組	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村農委会</li> <li>農業者農地所有者</li> <li>農地バンク</li> <li>協議会</li> <li>企業</li> <li>水産里ネット</li> <li>JA等</li> <li>自治会</li> <li>地域住民</li> <li>社団法人</li> <li>NPO</li> </ul>		
		放牧の取組	省力化機械の導入試行

## 土地利用構想に基づく取組

農用地保全に資する活動	ソフト定額支援：年標準額1,000万円
<ul style="list-style-type: none"> <li>省力化機械の導入（自走式草刈機）</li> <li>農業体験を通じた環境教育</li> </ul>	<p>これまでと違った農地の活用にあたり、技術や知識を有する者が各種取組をコーディネート（農用地保全等推進員：上限250万円/年）</p> <p>※ 活性化計画を作成していること、又は作成することが確実であること。</p>
農用地保全のための基盤整備等	ハード定率支援：5.5/10等、年標準額2,000万円
<ul style="list-style-type: none"> <li>水路の改修</li> <li>耐久性畦畔の整備</li> <li>法面の補修整備</li> <li>耕作道路の舗装整備</li> <li>山腹水路の床版設置</li> </ul>	
粗放的利用の取組	ソフト定額支援：上限10,000円/10a 又は 上限5,000円/10a
<ul style="list-style-type: none"> <li>放牧の取組</li> <li>ソバの取組</li> <li>景観作物の取組</li> <li>鳥獣緩衝帯の取組</li> <li>計画的な植林</li> </ul>	<p>農業生産の再開が容易な土地利用等 上限5,000円/10a/年</p>
粗放的な利用による農業生産 上限10,000円/10a/年	

**最適土地利用推進サポート事業**  
事業の円滑推進を図るため、全国サポート事業により、取組内容の確認、達成状況の確認、優良事例の横展開等を全国的に支援

# 最適土地利用総合対策（最適土地利用総合事業）

## 事業要件等

**事業内容：**地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を作成（事業着手から3年以内に策定すること）し、その実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備や周辺環境を整備する取組を支援

**実施区域：**特定農山村、振興山村、過疎、半島、離島、沖縄、奄美、小笠原、特別豪雪地帯、指定棚田、旧急傾斜法の指定地域、農林統計上の中山間地域、特認地域※1の複数集落

**実施主体：**都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会、地域運営組織、農地中間管理機構。  
①市町村、②農業者、③地域住民を必須構成員とし、②及び③は複数の者が参画すること。

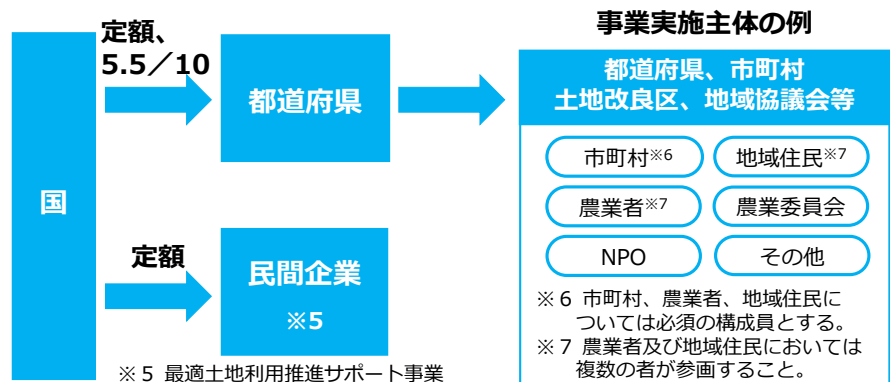
**交付上限：**ソフト：定額  
 年標準額1,000万円/地区（体制整備等）  
 上限10,000円/10a等（粗放的利用支援）※2  
 上限250万円/地区/年（農用地保全等推進員）※3  
 ハード：5.5/10等（年標準額2,000万円/地区）※4

**実施要件：**事業開始後3年以内に、土地利用構想を策定すること。農用地の粗放的利用の取組を1つ以上行うこと。事業完了後5年間以上耕作又は粗放的利用をすること。

**実施期間：**最大5年間（2年以上5年以内）

- ※1 都道府県知事による認定
- ※2 最大3年間
- ※3 活性化計画を作成していること又は作成することが確実であること
- ※4 営農を続けて守るべき農地の整備については、地域計画の策定又は策定の見込みがあること

## 事業の流れ



## 対策の概要

### 1 体制づくり、土地利用構想の概定

地域ぐるみの話し合い、実施体制の整備や専門家の派遣、先進地視察等の土地利用構想の概定のための取組



### 2 実証的な取組から土地利用構想の策定

実証的な取組を踏まえた土地利用構想の策定及び持続的に農用地を保全するための実証に関する取組、省力化機械の導入



農用地保全の実証的な取組、土地利用構想の策定

### 3 粗放的利用体制整備

粗放的利用な農地利用として、放牧、蜜源・緑肥・省力・景観作物や緩衝帯利用、ピオトープ、計画的な植林への支援

粗放的な利用による農業生産：上限10,000円/10a  
 農業生産の再開が容易な土地利用：上限5,000円/10a



粗放的利用等の定着支援

### 4 農用地保全等推進員の措置

農用地の保全等に関する事業を含む活性化計画の作成を行うことで、人件費を支援（上限250万円/年）



これまでと違った農地の活用にあたり、技術や知識を有する者が各種取組をコーディネート

## ソフト交付対象経費

人件費、旅費（調査等旅費、委員等旅費）、諸謝金、委託費、役務費（通信運搬費、報酬・給与等）、機械器具費、工事費、測量設計費、工事雑費等（実証整備等経費を含む）

### 5 土地利用構想に基づく農地保全のための基盤整備等

土地利用構想に基づき各種取組を選択・実施  
 なお、守るべき農地の生産基盤整備は、地域計画の作成又は作成の見込みが必要

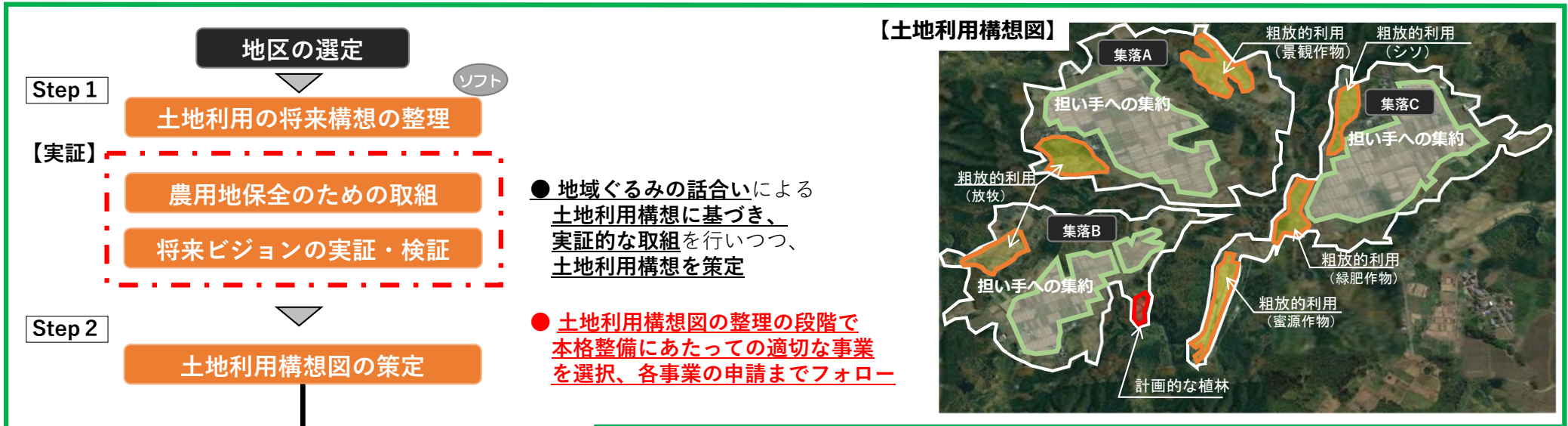
※ 本格的な整備にあたっては、連携する事業を活用



## ハード交付対象経費

工事費、測量設計費、機械器具費、営繕費、用地費及び補償、実施設計費、換地費、工事雑費

- 中山間地域の活性化を図るため、地域ぐるみの話し合いや実証的な取組を通じた土地利用構想図をベースにして事業の効果的な推進
- 土地利用構想図の整理の段階で本格整備にあたっての適切な事業を選択、各事業の申請までフォロー



● 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想に基づき、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を策定

● 土地利用構想図の整理の段階で本格整備にあたっての適切な事業を選択、各事業の申請までフォロー



【最適土地利用総合対策】  
【中山間地域等農用地保全総合対策】

# 最適土地利用総合対策の制度拡充（荒廃農地再生支援事業）

- 農業振興地域の農用区域内（農振青地）においても荒廃農地があり（令和6年度：6万ha）、その解消について、機動的な支援が必要である。
- 荒廃しているため地域計画の外側にある農地や、荒廃化が進みそのまま放置すれば数年のうちに再生利用が困難となるような農地等について、その解消を支援することにより、地域計画のブラッシュアップを進め、農用地の維持・保全をより一層推進する。
- 荒廃農地の活用を図ることにより、病虫害の発生防止や、荒廃農地を住処とする有害鳥獣の被害抑制等、周辺農地与える悪影響の解消に寄与することなどの効果が見込まれ、農山漁村地域の活性化が期待できる。

## 支援内容等

### ○荒廃農地再生事業

#### （荒廃農地再生等整備）

刈払・伐根、集積・運搬、除礫、耕起・整地、土壌改良、支障物撤去



#### （簡易基盤整備）

農業用排水施設、農道、暗渠排水、客土、区画整理、農地等整備※

※法面保護工、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、老朽ハウス等の再生利用、農作物被害防止施設、廃棄物処理等



## 対象農地

### 【対象農地】

- 農振農用区域内の農地（農振青地）等
- 賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転後、原則1年以内の農地、若しくは、これらの権利移転等が確実な農地

上記を満たすもののうち、以下の農地が対象

- ①地域計画の範囲外にある再生利用が可能な荒廃農地（1号遊休農地）及び当該農地と一体的に整備する必要がある農地等
- ②地域計画の範囲内にある再生利用が可能な荒廃農地（1号遊休農地のうち、黄色区分※）及び当該農地と一体的に整備する必要がある農地等

※「農地法の運用について」の制定について 第3の1の(3)ア(ウ)bに規定される、「草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地」に該当するもの

## 事業実施要件

- ・1計画当たり、事業費200万円未満を対象
- ・交付率：1 / 2 以内
- ・対象農地の耕作者が地域で合意形成されていること
- ・事業完了後5年以上、耕作を継続すること
- ・事業完了後3年以内に地域計画に取り込むこと  
(面積要件、地域要件(中山間地域等)は設けない)
- ・令和8年度から5年間限定の事業

## 事業実施主体

- 荒廃農地再生事業：市町村、農地所有者、耕作者
- 再生推進事業：都道府県、市町村

# 凡例

## 都道府県

■ 実施（29道県）

## 事業実施地区

● 令和7年度までに着手済

● 令和8年度より着手予定

○ 取りやめ地区

